

国民健康保険への加入・脱退の手続きをお忘れなく！！

就職や退職などにより国民健康保険へ加入・脱退する場合は必ず役場で手続きをしてください。



【退職したとき】

職場の健康保険をやめたときは、14日以内に加入手続きを行ってください。

※国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。

また、保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

【就職したとき】

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に脱退の手続きを行ってください。

※職場では国民健康保険脱退の手続きはしてもらえませんので必ず役場の窓口で手続きをしてください。脱退の手続きをしないと、国民健康保険税が賦課されたままになります。

また、国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

会社を退職後の健康保険は？

①健康保険を任意継続

退職後原則20日以内に職場へ申請すれば、現在の健康保険を2年間継続できる場合があります。

②健康保険の扶養認定

健康保険の扶養者として認定されないか、ご家族の職場へご確認ください。

③国民健康保険に加入

①及び②に該当しない場合は国民健康保険に加入の手続きをしてください。

加入・脱退の手続きには世帯主と対象者の方の個人番号が分かるものが必要になります！！

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859-54-5210



多発 ネット・携帯電話のトラブル

ワンクリック請求、架空請求、出会い系サイトなど

セキュリティ対策、詐欺手口を知って、被害防ぎ安全に！



冊子「ネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」を全戸配布しました。ご家族でご利用ください。

はい！

消費生活相談窓口です

くらしの中で困った時、情報が欲しい時は、お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

役場住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648

(平日・土日)

八橋警察署 ☎0858-49-0110

携帯電話やパソコンなどのインターネットは、調べる、遊べる、買い物、人とつながる、など便利で楽しいこともたくさんありますが、一方では、いろいろな詐欺や問題も起き、危険な状態にもさらされます。被害にあわないためには、ウィルス対策ソフトを常に最新にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。

また、詐欺や悪質商法の新しい手口を知り、「怪しい！」と見極める消費者力を身につけましよう。